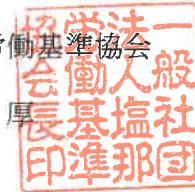


令和3年10月1日

事業主各位

一般社団法人塩那労働基準協会

会長 原



## 製造業における職長の能力向上教育の開催

清秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

職長は、職場において労働者(作業者)を直接指導・監督する人であり、現場の日々の状態を最もよく知り得る立場にあり、現場の安全衛生の「要の役」に当たります。このことから、労働安全衛生法第60条では、一定の業種の新任の職長に対して、安全衛生についての教育を行うことを義務付けています。

このたび、厚生労働省から、通達令和2年3月31日基発0331第7号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」が示され、職長就任後おおむね5年毎にこの能力向上教育を実施することが望ましいとされています。

厚生労働省が示したカリキュラムに沿った教育を下記により実施いたしますので、貴事業場においても計画的に受講されますようご案内いたします。

### 記

- 期 日 令和3年12月14日(火) ※締切 令和3年11月26日(金)
- 会 場 栃木県立県北体育館 (大田原市美原3-2-62)
- 受講料 10,000円 (税込・テキスト代込)
- 定 員 35名 (定員になり次第締め切ります)
- 申込方法 下記によりFAXで当協会に申込みください。  
順に、受講票及び受講料納付書を送付いたします。
- その他
  - ・昼食は、各自持参ください。
  - ・令和3年12月7日(火)より、キャンセルによる返金は致しかねます。

## 職長の能力向上教育受講申込書

令和 3年 月 日

事業場名		業 種	
所在地	〒	電話番号	
		担当者	
受講者	生年月日		役職
受講者	生年月日		役職
受講者	生年月日		役職

(一社)塩那労働基準協会 FAX 22-8911

※この名簿は、研修の目的以外使用いたしません。

※この名簿により修了証を発行いたしますので、氏名は略さず楷書で記入願います。

# 職長の能力向上教育カリキュラム ～製造業～

と き/ 令和 3年12月14日(火)

ところ/ 栃木県立県北体育館

## 1 開 講

## 2 講 義 労働安全コンサルタント 橋爪 良行

科 目	時 間	単位(m)
<b>第1編 職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する 指導又は監督の方法に関すること</b> <b>第1部 基本項目</b> 第1章 職長等の役割と職務 第2章 製造業における労働災害の動向 第3章 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき 労働災害防止活動 第4章 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 第5章 異常時等における措置 第6章 部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) 第7章 関係法令に係る改正の動向	8:50～9:50  (休憩10分)  10:00～11:00  (休憩10分)	120
<b>第2部 専門項目</b> 第8章 事業場における安全衛生活動 3 日常的な安全衛生活動 (1) 4S(または5S)活動 (2) 危険予知(KY)活動 (3) ヒヤリ・ハット活動	11:10～12:00  (昼休憩60分)  13:00～13:50  (休憩10分)	100
<b>第2編 グループ演習</b> 危険予知訓練	14:00～15:10 (休憩10分) 15:20～16:30	140

## 3 修了証交付

## 4 閉 講